

参考資料

我が国航空機に係る主なハイジャック等について

発生日・機種	概要	搭乗者
1970年3月31日 B727 よど号事件	日航351便(東京→福岡)は、7時30分頃名古屋上空を日本刀、鉄パイプ爆弾等を持った赤軍派9人に奪取された。「北朝鮮へ行け。」と要求されたが、燃料がなく福岡空港に着陸し、乗客の一部を降ろした後、ソウル金浦空港に着陸した。残りの乗客、客室乗務員と引き換えに現地に急派された山村運輸政務次官が搭乗し、犯人の要求どおり北朝鮮に向かい、平壤美林飛行場に着陸した。	乗客131名 乗員 7名 計138名
1970年8月19日 B727 あかしや号事件	全日空175便(名古屋→札幌)は、16時50分頃名古屋上空でモデルガンを持った男に奪取された。操縦室に侵入し、「浜松に降りろ。」と要求され、航空自衛隊浜松基地に着陸した。犯人逮捕。	乗客 75名 乗員 6名 計 81名
1973年7月20日 B747 ドバイ事件	日航北回り404便(パリ→アムステルダム→アンカレッジ→東京)は、アムステルダムを離陸後の23時55分頃、けん銃、鉄パイプ爆弾で武装し、操縦室に乱入した日本赤軍(1人)とパレスチナ・ゲリラ(1人)に奪取された。イタリア、ギリシア、レバノン、シリアの上空を経て、アラブ首長国連邦のドバイ空港に着陸した。21日から24日まで滞港、佐藤運輸政務次官らの説得に応ぜず、同空港を離陸。ダマスカス空港で燃料を補給した後、リビアのベンガジ空港に着陸。乗客・乗員全員が機外へ脱出した後、犯人の手で同機は爆破。犯人(1人は機中で爆死)はリビア政府に逮捕された。	乗客123名 乗員 22名 計145名
1977年9月28日 DC-8 ダッカ事件	日航南回り472便(パリ→カラチ→ボンベイ→バンコク→東京)は、ボンベイを離陸後の10時45分頃、けん銃及び手りゅう弾で武装した日本赤軍(5人)に奪取され、バングラディッシュ国ダッカ空港に着陸した。犯人は、「日本に拘禁中の奥平純三ら9人の釈放と現金600万ドル」を要求。政府は、石井運輸政務次官らを急派するとともに、奥平ら6人と600万ドルをダッカに移送し、人質の乗客大半と交換。犯人は、ダッカを離陸し、クウェート、シリアを経て、アルジェリア国ダル・エル・ベイダ空港に着陸。アルジェリア政府に投降。	乗客 142名 乗員 14名 計 156名
1999年7月23日 B747-400	全日空61便(東京→新千歳)が離陸直後にナイフを持った男に奪取された。犯人は、機長に対し操縦を代わるよう要求したが、受け入れられなかったため刺殺した。その後、副操縦士等に取り押さえられ、東京国際空港に着陸後、警察に引き渡された。	乗客 503名 乗員 14名 計 517名

米国同時多発テロ事件以降も、ソフトターゲットとして航空機や空港等を標的としたテロ、大規模イベントをめぐるテロは相次いでおり、国際的なテロ情勢は依然非常に厳しい状況

出典：国際テロリズム要覧

発生日	概要
1988年12月21日 (ロッカビー事件)	英国・スコットランド・ロッカビー上空を飛行中のロンドン発ニューヨーク行き航空機で、リビア政府関係者が同機を爆破し墜落。邦人乗客1人を含む乗員・乗客259人全員と墜落現場の住民11人が死亡。
2001年9月11日	米国・ニューヨークの世界貿易センタービル2棟にハイジャックされた米国旅客機2機が突入したほか、1機が首都ワシントン郊外の国防総省に突入し、更に1機がペンシルバニア州ピッツバーグ郊外に墜落し、邦人24人を含む約3,000人が死亡。
2006年8月10日	イギリスからアメリカ、カナダに向かう複数の航空機を、清涼飲料水を装った液体爆発物を用いて爆破しようとした未遂事件。
2009年12月25日	米国北東部のデトロイト・メトロポリタン空港に着陸直前の米国旅客機の機内で化学物質を用いた爆弾を起爆させ、犯人及び乗客2人が負傷。
2015年10月31日	エジプト北東部・シナイ半島でロシア旅客機が墜落し、乗客・乗員224人全員が死亡。
2015年11月13日	フランス首都パリ郊外の競技場や同中心部のレストラン、劇場などで、銃撃や自爆などによるテロが相次いで発生し、130人が死亡、約350人が負傷。
2016年2月2日	モガディシュ国際空港(ソマリア)からジブチへ向けて飛行していた旅客機内で爆弾を爆発させ、2人が負傷。
2016年3月22日	ベルギー首都ブリュッセルの空港及び地下鉄駅で、相次いで自爆テロが発生し、32人が死亡、邦人2人を含む340人が負傷。
2016年6月28日	トルコ西部・イスタンブールのアタチュルク国際空港で、銃撃及び自爆テロが発生し、47人が死亡、200人以上が負傷。
2016年7月1日	バングラデシュ首都ダッカで、武装集団が主に外国人が利用するレストランを襲撃し、30人以上を人質に。翌2日、治安部隊が邦人1人を含む13人を救出したものの、邦人7人を含む20人以上が死亡。
2017年5月22日	英国・マンチェスターで、歌手コンサート終了直後に、会場入り口付近で自爆テロが発生。22人が死亡、60人が負傷。
2018年12月11日	フランス東部ストラスブールで、クリスマスマーケット付近で銃乱射。5人が死亡、12人が負傷。

ICAO(国際民間航空機関)

国際民間航空条約第17附属書 Security: 航空保安

2.1 Objectives 目的

2.1.1 Each Contracting State shall have as its primary objective the safety of passengers, crew, ground personnel and the general public in all matters related to safeguarding against acts of unlawful interference with civil aviation.

各締約国は、不法妨害行為からの民間航空の防護に関する全事項の中で旅客、乗務員、地上職員及び一般公衆の安全を第一目的としなければならない。

3.1 National organization and appropriate authority 国内組織及び主管機関

3.1.1 Each Contracting State shall establish and implement a written national civil aviation security programme to safeguard civil aviation operations against acts of unlawful interference, through regulations, practices and procedures which take into account the safety, regularity and efficiency of flights.

各締約国は、不法妨害行為から民間航空を防護するため、運航の安全、規則性及び効率を考慮した規則、慣行及び手続きを通じて、成文の**国家民間航空保安プログラム**を作成、実施しなければならない。

日本

※ 英文が正文

国家民間航空保安プログラム

航空保安に係る主体が講ずべき対策等を規定

航空保安対策(検査等)、教育訓練、品質管理に関する各種基準

- ・国際民間航空機関(ICAO)が定める国際ルールでは、締約国が航空保安対策に関する制度を定め施行する義務を規定しているが、航空保安検査等個々の対策の実施主体の決定は締約国に委ねられている。
- ・我が国では、国際ルールに従い以下の役割分担を明確に定めているところ。

※国際民間航空機関(ICAO)・・・国連の専門機関であり国際民間航空条約に基づき、航空の安全や運航ルール等の国際規則を定める組織

国(レギュレーター)

- ①航空法令に、空港設置管理者と航空会社が航空保安対策を講じることを規定
【航空法第47条、47条の2、第100条及び第108条】
- ②国際情勢を踏まえた、航空保安対策の実施に係る基準の策定及び見直し
- ③空港設置管理者及び航空会社が適切に航空保安対策を実施していることを「監査」により確認

指導・監督

指導・監督

空港設置管理者(プロバイダー)

注)国管理空港の場合には国の業務となる。

<空港への不法行為を防止>

- ①国(レギュレーター)が定める基準に従って、施設を管理
【航空法第47条】
- ②空港の保安を確保するために必要な事項を定めた『空港機能管理規程』の制定、国(レギュレーター)への届出及び遵守【航空法第47条の2】

航空会社(プロバイダー)

航空機の運航の安全確保

<航空機への不法行為を防止>

- ①航空機強取等防止措置を含む事業計画の制定、国(レギュレーター)からの許可の取得及び遵守
【航空法第100条及び第108条】

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 抄

(爆発物等の輸送禁止)

第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2 何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んではない。

第八十六条の二 航空運送事業を經營する者は、貨物若しくは手荷物又は旅客の携行品その他航空機内に持ち込まれ若しくは持ち込まれようとしている物件について、形状、重量その他の事情により前条第一項の物件であることを疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該物件の輸送若しくは航空機内への持ち込みを拒絶し、託送人若しくは所持人に対し当該物件の取卸しを要求し、又は自ら当該物件を取り卸すことができる。但し、自ら物件を取り卸すことができるのは、当該物件の託送人又は所持人がその場に居合わせない場合に限る。

2 国土交通大臣は、航空の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、航空運送事業を經營する者に対し、前項の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第一百四十五条 航空機の使用人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

十三 **第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。**

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第一百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

六 **第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者**

航空保安対策について

・国際民間航空機関(ICAO)が定める国際ルールでは、締約国が航空保安対策に関する制度を定め施行する義務を規定しているが、航空保安検査等個々の対策の実施主体の決定は締約国に委ねられている。

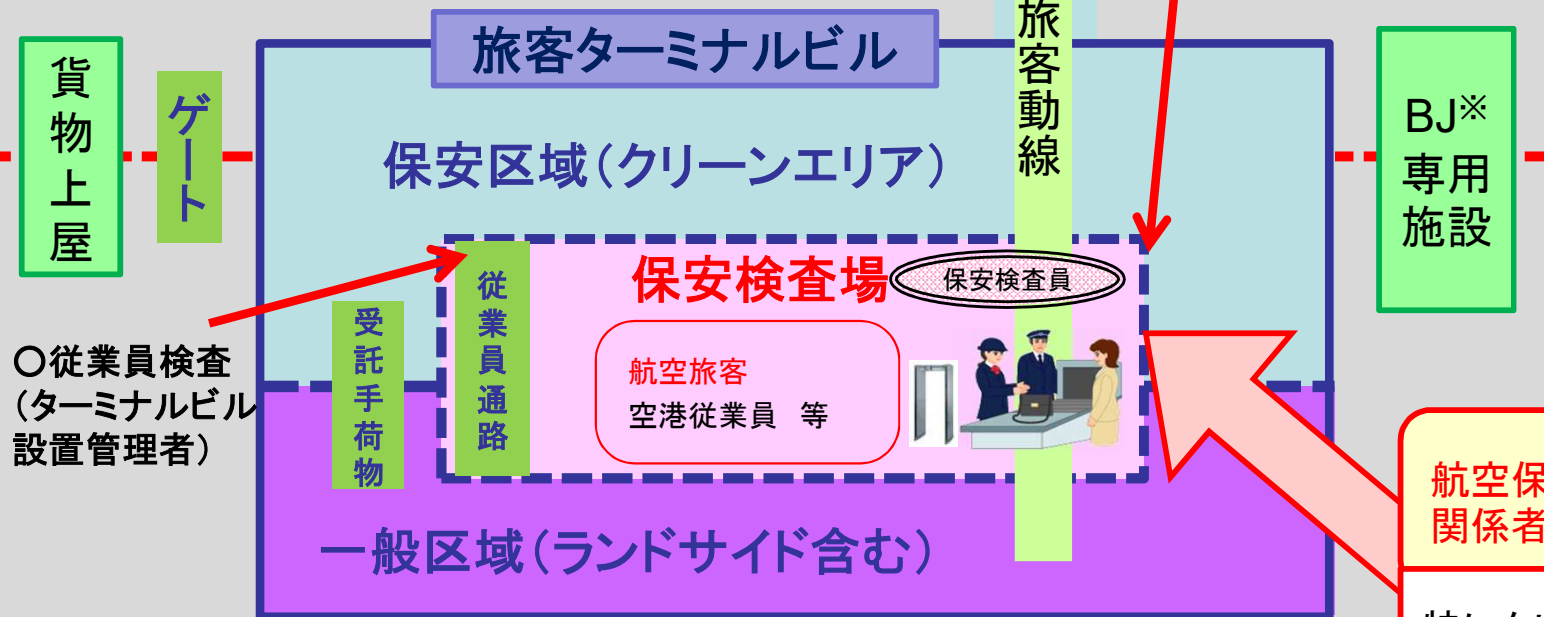
※BJ:ビジネスジェット



- 航空機の運航
- 旅客等の機内持込物の検査 (航空運送事業者)

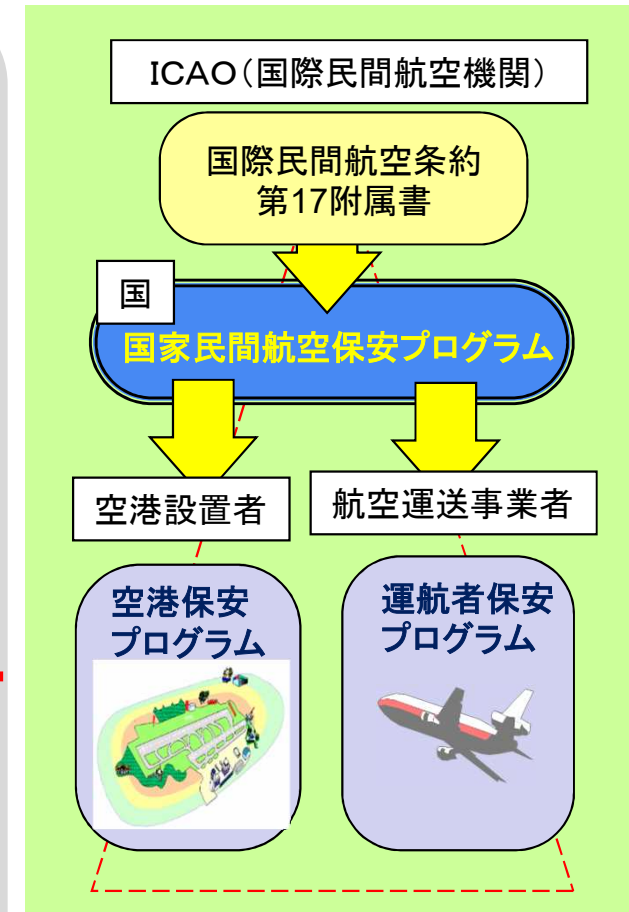
制限区域

- 空港への不法行為防止 (空港管理者)



- 従業員検査 (ターミナルビル設置管理者)

- 旅客ターミナルビル全体の警備等保安対策はターミナルビル設置管理者・警備当局及び関係者とも連携のうえ保安対策を実施



航空保安対策は、各区域等における様々な関係者の取組により成り立っている。

特にクリーンエリアは、多くの関係者が関わり、多数の旅客が混在する区域であり、その健全性を確保する保安検査は非常に重要。

保安検査に係る課題について

我が国の保安検査に係る状況

保安検査トラブルの続発

(原因): モニター検査画像での判別能力不足
 検査員の持込制限範囲の認識ミス
 旅客の持込制限品の理解不足
 検査員間の連携不足・手順不徹底
 保安検査の受託者・委託者間における連携不足 等

保安検査を取り巻く課題

労働環境

人手不足

業界構造・制度等

今後の更なる情勢の変化

- テロのターゲットになりやすい大規模イベントの開催
- インバウンドを含めた今後の航空需要の増加

国際的なテロの脅威増加

これらのことを踏まえると、保安検査の「質」の高度化、増加する「量」への対応、旅客の利便性を両立させた適切かつ確実な保安検査を実現する必要がある。そのために、以下の観点から保安検査について包括的な検討を行うこととする。

①保安検査の位置付け

【具体的な課題】

保安検査の位置付けが分かりにくい面があるため、旅客の協力を得にくい場合や、旅客に対して強い姿勢で検査に臨みにくい面がある。

②保安検査の役割分担

【具体的な課題】

円滑な保安検査を実施するため、国、航空会社、空港管理者、検査会社の役割分担・連携を工夫する余地があるのではないか。

③保安検査の量的・質的向上

【具体的な課題】

検査員の人材育成・確保、先端機器活用等の保安検査の量的・質的向上対策の推進及びそのための方策の必要性。

諸外国の状況について(参考:保安検査に係る法令上の規定)

国名	旅客・携行品保安検査		受託手荷物検査		検査主体	費用負担
	法令上の規定	罰則	法令上の規定	罰則		
日本	機内禁止物品持込禁止 (※約款により検査の実施を確保)	機内への禁止物品持込時	機内禁止物品持込禁止 (※約款により検査の実施を確保)	機内への禁止物品持込時	航空会社 (警備会社)	航空会社及び空港管理者(保安料、PSSC)
アメリカ	区域前検査義務 搭乗前検査義務 機内禁止物品持込禁止	検査未受検での保安区域への立入時 機内への禁止物品持込時(未遂含む)	搭載前検査義務 (航空会社)	保安業務を行う従業員の職務遂行を妨害した時	運輸保安当局 又は一部航空会社	国←航空会社←旅客 (保安料)
カナダ	区域前検査義務 搭乗前検査義務 機内禁止物品持込禁止	機内への禁止物品持込時	区域前検査義務	機内への禁止物品持込時	公法人 (警備会社)	国←航空会社←旅客 (保安料)
イギリス	区域前検査義務 搭乗前検査義務 機内禁止物品持込禁止 (EU規則)	区域内又は機内への禁止物品持込時	搭載前検査義務 (EU規則)	区域内又は機内への禁止物品持込時	空港会社 (警備会社)	空港←航空会社←旅客 (PSSC)
フランス		調査中		調査中	空港会社 (警備会社)	空港←国←航空会社 (税)
ドイツ		区域内又は機内への禁止物品持込時		規定なし	警察当局 (警備会社)	国←航空会社←旅客 (保安料)
イタリア		調査中		調査中	自治体又は空港運営権者 (警備会社)	空港←旅客 (PSSC)
中国	区域前検査義務 搭乗前検査義務 機内禁止物品持込禁止	機内への禁止物品持込時	搭載前検査義務 (空港)	機内への禁止物品持込時	空港会社	調査中
韓国	搭乗前検査義務 機内禁止物品持込禁止	機内への禁止物品持込時	搭載前検査義務 (空港)	機内への禁止物品持込時	空港公社 (警備会社)	調査中
シンガポール	区域前検査義務 搭乗前検査義務 機内禁止物品持込禁止	検査未受検での保安区域への立入時	搭載前検査義務 (航空会社又は空港)	調査中	空港会社 (警備会社)	空港←航空会社←旅客 (PSSC)
マレーシア	区域前検査義務 搭乗前検査義務 機内禁止物品持込禁止	調査中	搭載前検査義務	未検査の受託手荷物を搭載した時	調査中	調査中
オーストラリア	区域前検査義務 搭乗前検査義務 機内禁止物品持込禁止	区域内又は機内への禁止物品持込時	搭載前検査義務 (空港又は航空会社)	未検査の受託手荷物を搭載した時	空港会社又は航空会社 (警備会社)	空港←航空会社又は航空会社 (使用料)
ニュージーランド	区域前検査義務 搭乗前検査義務 機内禁止物品持込禁止	区域内又は機内への禁止物品持込時 (未遂含む)	搭載前検査義務	区域内又は機内への禁止物品持込時 (未遂含む)	航空保安当局	調査中